⑶　平成22・23・24年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」においてＡ又はＢの等級に格付され、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650―0042 神戸市中央区波止場町１―１ 神戸地方法務局会計課主計係　大澤　正暁 電話078―392―0467
⑵　入札説明書の交付方法　平成25年１月９日から上記３⑴の交付場所において交付する。
⑶　入札説明会を行う日時及び場所　平成25年１月23日10時00分　神戸地方法務局専用第１会議室（神戸第２地方合同庁舎本館３階）
なお、本説明会への参加を希望する者は、平成25年１月18日17時15分までに出席予定者を上記３⑴の場所に連絡すること。
⑷　入札書の提出期限　平成25年２月25日17時15分
⑸　開札の日時及び場所　平成25年２月26日11時00分　神戸地方法務局専用第１会議室（神戸第２地方合同庁舎本館３階）
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑷　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札公告に示した競争参加資格を証する「資格審査結果通知書（写し）」、電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であることを証する書類（写し）及び入札説明書に記載する基準を満たすことを証明する書類を平成25年２月18日17時15分までに上記３⑴の場所に提出すること。
入札者は、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tetuya Okuda, The Obligating officer, Director of the Kobe District Legal Affairs Bureau.
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Akashi Branch Bureau Government Offices and 13 Branch Bureau Government Offices The estimated electricity for the year 1,564,900kWh.
⑷　Delivery period : From 1 April 2013, through 31 March 2014.
⑸　Delivery place : As in the tender documentation.
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Persons under Conservatorship or Persons under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③Have Grade A or B in "Manufacture of products" or "Sale of products" in terms of the qualification for participating in tenders laid down by the Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) in the Kinki Area for the purpose of procurement in the fiscal years of 2010, 2011 and 2012. ④Have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 3, Section 1 of the Electricity Utilities Industry Law, or have registered as a specified scale electric enterprise in accordance with Article 16―2, 1 of the same law. ⑤Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.
⑺　Time-limit for tender : 17 : 15　25 February 2013
⑻　Contact point for the notice : Masaaki Ohzawa, Finance Division, Accounting Section, Kobe District Legal Affairs Bureau, 1―1 Hatobachou Chuo-ku Kobe 650―0042 Japan. TEL 078―392―0467

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年12月19日
支出負担行為担当官
外務省大臣官房会計課長　水嶋　光一
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第97号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　15、28
⑵　借入件名及び数量　人事・給与等業務システム用ハードウェア及びソフトウェアの賃貸借・保守一式
⑶　調達件名の特質等　調達仕様書による。
⑷　借入期間　平成25年３月１日から平成25年３月31日まで。但し、支出負担行為担当官は法令及び予算の範囲内で当該賃貸借期間を変更することがあり得る。
⑸　納入場所　調達仕様書による。
⑹　入札方法　上記１⑵の物品の借入に係る賃貸借料及び保守料等の経費の総額で行う。
なお、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、原則、入札及び書類の提出を電子入札・開札システムで行うものとするが、「紙」による提出も受け付けることとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成22・23・24年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のＡ又はＢの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及びその他の省庁等から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
①　入札書の提出場所
ⓐ　電子による入札データの提出場所　下記５に示すアドレス
ⓑ　紙による入札書の提出場所　下記②に示す場所。
②　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　安田　直子　電話03―3580―3311　内線3776　ＦＡＸ03―5501―8097
※外務省ホームページからダウンロード可能。